二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

○経済産業省告示第二百八十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年九月十日

経済産業大臣　二階　俊博

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4925	株式会社みらいプリンティング	北海道上川郡鷹栖町二千九百六十二番三百六十一	平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日まで
4926	株式会社サッポロ丸善	北海道札幌市西区二十四軒二条一丁目三番一号	平成二十一年七月十日から平成二十二年七月九日まで
4927	株式会社松井戸組	埼玉県飯能市大字青木百三十五番地	平成二十一年三月二十三日から平成二十二年三月二十二日まで
4928	マル平ストア株式会社	茨城県神栖市大野原三丁目九番八号	平成二十一年七月二十一日から平成二十二年七月二十日まで
4929	株式会社築地水産	千葉県千葉市美浜区高浜二丁目二番一号	平成二十一年三月十三日から平成二十二年三月十二日まで
4930	株式会社アール・ビー・ティー・グループ	埼玉県川口市中青木二丁目十七番十六号	平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日まで
4931	犬飼建設株式会社	愛知県名古屋市西区浄心一丁目六番三十六号	平成二十一年六月三十日から平成二十二年六月二十九日まで
4932	株式会社とやま・ダイケンホーム	富山県富山市二口町一丁目七番地の十四	平成二十一年七月二十三日から平成二十二年七月二十二日まで
4933	株式会社丹後	石川県白山市相川新町七百三十六番地一	平成二十一年七月二十七日から平成二十二年七月二十六日まで
4934	株式会社精工舎	香川県高松市天神前五番二十二号	平成二十一年六月十九日から平成二十二年六月十八日まで

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　奈良県奈良市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
奈良市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百八十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第二十五条第一項第二号の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定したので、同法第七十四条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

経済産業大臣　二階　俊博

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
東燃ゼネラル石油株式会社和歌山工場	和歌山県有田市初島町浜千番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年四月六日
住友化学株式会社千葉工場（姉崎地区）	千葉県市原市姉崎海岸五番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年五月二十一日
住友化学株式会社千葉工場（袖ケ浦地区）	千葉県袖ケ浦市北袖九番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年五月二十一日
コスモ石油株式会社坂出製油所	香川県坂出市番の州緑町一番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年六月十二日

○国土交通省告示第九百九十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十日

国土交通大臣　金子　一義

天塩川水系の項中天塩川の項の次に次の二項を加える。

支川		
問寒別川	左岸 右岸	北海道天塩郡幌延町字上問寒六百三十七番地先の農道橋下流端から幹川合流点まで
支川		
雄信内川	左岸 右岸	七線沢の合流点から幹川合流点まで

天塩川水系の項中名寄川の項の次に次の項を加える。

支川		
剣淵川	左岸 右岸	北海道士別市西士別町千二百八十七番一地先 同道同市北町四百十四番十二地先から幹川合流点まで

石狩川水系の項中美瑛川の項の次に次の二項を加える。

支川		
オサラッペ川	左岸 右岸	北海道上川郡鷹栖町字近文五百七十一番地の一地先 同道同郡同町同字五百七十番地の一地先から幹川合流点まで
支川		
辺別川	左岸 右岸	北海道上川郡美瑛町字下宇莫別七百八十四番地一地先 同道旭川市西神楽五百十一番地先から美瑛川の合流点まで